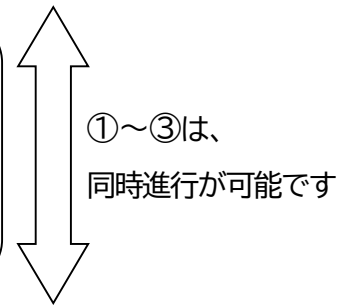


- ① 「通所サービス事業所」を見学し、利用について相談する
- ② 利用したい「通所サービス事業所」と「障害児相談支援事業所」を決定し、その旨を事業所に伝え、事業所と共に利用開始予定日を決める
- ③ 療育手帳等がない場合は、医師の診断書か意見書(療育が必要な旨の記載あり)の準備をする



- ④ 市役所(i プラザまたは支所)で申請の手続きをする

i プラザのこども未来課、または支所の市民生活グループで申請の手続きをします。

【持ち物】

- 療育手帳等、または「療育が必要」な旨の記載がある医師の診断書か意見書
- 申請者(保護者)および利用者(お子さま)のマイナンバー(通知)カード
- 窓口に来た方の本人確認書類(運転免許証等)

- ⑤ 市役所で「サービス等利用計画法・障害児支援利用計画法提出依頼書」を受け取る

i プラザのこども未来課、または支所の市民生活グループで「サービス等利用計画法・障害児支援利用計画法提出依頼書」を受け取ります。

- ⑥ 障害児相談支援事業所へ利用計画(案)の作成を依頼する
- 注：忘れると利用開始が遅れます

計画作成のため、障害児相談支援事業所との面談が行われます。障害児相談支援事業所と面談する時に、市からもらった上記書類(「障害児支援利用計画法・提出依頼書」)を渡します。

- ⑦ 市から郵送された決定通知書と受給者証を受け取る

※ 指定障害児相談支援事業所から、市に「利用計画(案)」が提出されます。

(利用計画法の作成は2週間程度かかります)

※ 市は、提出された利用計画法等を確認して、国等の公費助成の認定を行います。

- ⑧ 利用予定の事業所等と契約を結ぶ(受給者証の提示)

こども未来課から「決定通知書」および「受給者証」がご自宅に届いたら、利用予定の通所サービス事業所と障害児相談支援事業所に受給者証を提示して契約を結びます。

- ⑨ サービスの利用を開始する

受給者証に記載されている支給量範囲内で、サービスを利用します。

※ 利用事業所や利用内容を変更されたい場合は、障害児相談支援事業所にご相談下さい。

- ⑩ モニタリング、更新手続

障害児相談支援事業所と、1ヶ月ごと又は6ヶ月ごとにお子さんの利用状況や目標を一緒に確認します。

※ 誕生月末日で支給期間が終了するため、継続してご利用する場合は別途、更新のお手続きが必要になります。